

令和2年度 第1回三木市文化財保護審議会議事録

1 開会日程

- (1) 開会 令和3年3月19日(金) 午後1時30分
- (2) 閉会 令和3年3月19日(金) 午後3時30分

2 場 所 みき歴史資料館 3階会議室

3 議 題

(1) 報告事項

ア 令和2年度文化財保護事業実績について

(2) 協議事項

ア 令和3年度文化財保護事業実施計画について

イ 市指定文化財の指定計画について

ウ 市指定文化財の指定について

(諮問第1号)「与呂木古墳出土石枕」

4 出 席 者

(1) 委 員 西阪 義雄、宮田 逸民、黒田 久美、藤田 均、伊賀なほゑ、依藤 保、
山田 貴生

(2) 事務局 石田教育総務部長、金井文化・スポーツ課長、前田係長、金松主任

5 公開・非公開の別 公 開

6 傍聴人の数 0 人

7 閉 会 官田副会長 あいさつ

1 開会

2 報告事項

令和2年度文化財保護事業実績について(資料1)

(事務局から報告)

[委員]

企画展「三木町の地子免許特権と義民の『記憶』」は、個人的に非常に良い企画だったと思う。

[委員]

貴重な資料も展示されており良い企画展だった。ただ、緊急事態宣言発令の影響もあり、来館者が少なかったように思えた。また、図録も良くまとめられてはいるものの、高価格なことが残念な点である。

[事務局]

図録の発行部数がこれまでの半分となり、単価の高騰を招いたことが要因である。一過性のものでなく実績として残る企画展を心掛けているが、図録の価格については、事務局としても残念に思っている。図録は100部限定で販売しており、現時点での販売実績は30部である。また、図録の公開については、PDFデータは所有しており完売した時点で判断したい。

[委員]

『みなぎの1』の評判はどうか。

[事務局]

年報第1号となる『みなぎの1』は、資料館の存在を広報する観点から無料公開している。現在、『みなぎの2』の販売実績は50部だが、予定している100部に達した段階で公開することも一案だと考えている。

[委員]

資料館までの道が狭く分かりづらいこともあるが、来館者数が少ないように思う。歴史資料館までの進入路での道路拡幅や案内看板の設置の予定はないのか。

[事務局]

道路拡幅の予定は聞いていないが、拡幅そのものが困難だと思う。進入路は歴史資料館の開館当初から課題とされていたが、おそらく図書館時代から課題となっていたのではないかと思う。ただ、市民の利用頻度が高い図書館とは違い、市外からの来館者が圧倒的に多い歴史資料館では、そういった意見をよく聞いている。

案内看板は制約があり、県道での設置が叶わず、上手くいっていないのが現状である。ホームページには歴史資料館までの案内ルートを掲載している。

[委員]

歴史資料館までのルート上にある個人宅等に案内看板を設置させていただくことは法的に不可能なのか。

[事務局]

法的に不可能という訳ではないが、最適な設置場所を検討する必要もあり難しいと考えている。県道から神戸電鉄の堤下へ曲がる丁字路そばの電柱に小さな案内看板はあるが、県に問い合わせたところ、三木農協会館前交差点も含め、大きな案内看板の設置は制約上できないとの回答を受けた。

[委員]

カーナビゲーションを使われる来館者へは、堀光美術館で検索していただくよう伝えているのか。

[事務局]

来館者が使われるカーナビゲーションの情報が古い場合もあり、歴史資料館または堀光美術館で検索していただくよう案内している。

[委員]

これまで歴史資料館で開催された祭り屋台展で展示された屋台資料が、撮影禁止となっている理由はあるのか。

[事務局]

教育委員会所蔵の資料は撮影可としているが、借用資料については所有者の意向次第になる。展示資料撮影は可能な限り許可しようという流れもあり、屋台資料も含め、撮影の可否について所有者に意向を確認していきたいと思う。

3 協議事項

(1) 令和3年度文化財保護事業実施計画について（資料2）

（事務局から説明）

来年度、這田村法界寺山ノ上付城跡の約6,600㎡の民有地について公有化を実施する。

[委員]

これまで4月17日に行われる法界寺の絵解きに合わせ実施した歴史ウォークは、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑みて来年度は見合わせるのか。

[事務局]

来年度に絵解きが開催されるか不明で、開催されたとしても無観客の可能性もあり歴史ウォークは見合わせた。

[委員]

『口吉川の歴史』の刊行など市史編さん事業が進んでおり、地元と調整すれば、これまで実施されなかった地区での歴史ウォークもできるのではないか。

[事務局]

歴史資料館協議会でも指摘された点であるが、歴史資料館の大きな役割である国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁のガイダンス施設という観点から、どうしても史跡を巡るコースを優先することになる。ただ、来年度は新たに別所地区にある愛宕山古墳・正法寺古墳を巡るコースで実施する予定である。また、平成30年度に企画展「志染町の遺跡」に合わせ志染地区で実施し、平成28年度には吉川地区でも実施した。今後も年1回程度になるが、三木地区以外での歴史ウォークを実施していきたいと考えている。

[委員]

吉川地区では地区単独でも実施しているが、口吉川地区、細川地区は全く行われておらず、両地区を念頭に再来年度以降でも結構なので是非歴史ウォークの実施を検討していただきたい。

[委員]

愛宕山古墳・正法寺古墳コースは、市所有のマイクロバスで移動するのか。

[事務局]

まだ調整前だが、別所ふるさと交流館を集合・解散場所として考えている。

[委員]

マイクロバスを使い市内各地の史跡・遺跡を巡るのは予算的に難しいのか。

[事務局]

過去にバスツアーを実施していたが、様々な改善策を講じたものの参加者が

少なかったため見合わせている。実感として史跡・遺跡を実際に歩いて巡る歴史ウォークが、より参加者の期待に応えている企画ではないかと思っている。

[委員]

藤原惺窩に関連する場所を巡る細川地区での歴史ウォークをできるだけ早期に実施していただきたい。

[事務局]

早期での実施は難しいかもしれないが、検討していきたい。

[委員]

地域文化財総合活用推進事業は応募期間が短く、各団体が修理箇所を選定する時間的余裕がないように思う。次年度の要項や募集について文化庁からの発表前になる可能性もあるが、祭礼後に各団体へ修理箇所について内々に聞き取りをしてはどうか。また、令和4年度は事業の募集がない年度となるが、各団体がどこまで把握しているのか心配である。

[事務局]

令和4年度は応募できない旨は通知済みである。また、応募期間が短いことについては、関係する団体及び区長に毎年募集案内を送付し、応募を考えておられる団体からの事前相談にも応じている。補助金額の推移を見ても主だった大規模修理は終えた印象はあるが、初めて応募する団体に対する配慮について良案があればお教えいただきたい。

[委員]

令和4年度の総合活用推進事業については、募集がない事は2年前から伝えているが、各団体の役員交代時に引き継がれていないのが実情ではないか。

(2) 市指定文化財の指定計画について（資料3）

（事務局及び委員から説明）

[委員]

有安の阿弥陀三尊種子板碑は移転先選定について動いてもらっており、地元から移転費用への補助をお願いしたいと聞いている。また、鍛冶屋の阿弥陀三尊種子板碑も有安の板碑と同年代であり、地元調整はさせていただくので可能

ならば来年度の市指定をお願いしたい。

[委員]

有安の阿弥陀三尊種子板碑の運搬費用は、市指定後でなければ補助できないのか。

[事務局]

市指定後でなければ補助できない。なお、調査は学識経験者に依頼したいと思っている。

[事務局]

市内業者が六社屋台保存会旧蔵の高欄掛けと水引幕を所蔵しているのか。

[委員]

布団締めも含め所蔵している。

[委員]

作者とされる岩田虎市はどのように評価されているのか。

[委員]

縫師の方から岩田虎市の名を聞いたばかりで評価は分からないが、古い技法と一枚鱗の技法を合わせ持った手法による刺繍が注目すべき点だと考えている。また、岩田虎市の作品という視点から、市内に残る作者不明の屋台用具に類似するものが見つかるのではないかと考えている。

[委員]

刺繍の世界において、岩田虎市はどのような地位を占めているのか。

[委員]

岩田虎市の評価はこれからだと思うが、江戸時代に製作された刺繍が現存していること自体貴重だと考えている。

[委員]

江戸末期から明治期の製作と特定できる貴重な資料という評価ができ、市内業者も寄贈の意思はあるが、早期の引き取りを希望されているということか。

[事務局]

そういった事情も考慮し、寄贈の受け入れについて協議をお願いする。

[委員]

寄贈を受けたとして、資料を保管する場所は確保できているのか。

[事務局]

保管場所の確保については検討中である。

[委員]

令和4年度に閉校予定の中学校に展示するのは可能か。

[部長]

跡地活用について、地元と協議する中で議題に挙げれば検討する。

[委員]

収納していた木箱は、六社神社での一時保管をお願いしている。

[事務局]

年号も記されている木箱は、屋台用具と一緒にあって初めて意味をなすものであり、木箱の寄贈についても確認をお願いしたい。

[委員]

染形紙の市指定は、現在行われている市史編さん室での目録作成が完了してからという認識で良いのか。

[事務局]

市史編さん室での目録作成は、7月中の完了に向け進めているが、調査所見の作成も必要であり、市指定はそれらが揃ってからになる。

[委員]

短期に挙げられている他の候補物件は、どのように進めていくのか。

[事務局]

短期の候補物件として適切かどうか議論する必要があると考えている。

[委員]

某寺所蔵の襖絵は、作者や製作年代もおおむね特定できると個人的に思っているが、住職から市指定への要望がないだけである。ただ、地元に残る文化財への認識が希薄になっていると感じられ、そういった文化財がなくなってしまうことを危惧している。市指定により管理費がかさむ物件もあろうが、可能な限り市指定文化財にしていただければと思っている。

[委員]

旧玉置家住宅藩札は、棟札も合わせた形で早期の候補物件に変更してはどうか。また、上松地区区有文書群はどういった歴史資料的価値があるのか。

[委員]

上松地区区有文書群は、市史編さん事業に関連した調査の際に偶然発見された文書群で、神戸大学で事前調査をしていただいております、現在は市史編さん室が調査を進めている。慶長6年の検地帳の写しとされるものから幕末までの文書群であり、候補物件として一括で挙げている。

[事務局]

旧玉置家住宅藩札は市が所有しているものであり、散逸の可能性はないが、候補物件の価値付けを行うには時間を掛けて調査する必要があり、取捨選択していかななくてはならないと考えている。

[委員]

三木市有宝蔵文書は、まだ目録作成されていないのか。

[事務局]

文書が散逸している可能性があり、目録作成が必要だと考えている。ただ、文書数が膨大で調査も困難なことから中期の候補物件として挙げている。

また、文化財として市指定する場合、地域の中で価値があるか否かだけでなく、市全体を通して価値があるという視点も必要であり、総合的に判断すべきだと考えている。

[委員]

まずは短期の候補物件についてのみ厳選した上で、市指定を順次していけば良いのではないかと。

[事務局]

では、短期の候補物件のうち数点については短期から中期の候補物件に、鍛冶屋の阿弥陀三尊種子板碑は中期から短期の候補物件に変更する。ただ、布団屋台模型は姫路市の屋台をモデルにしたものであるが、短期の候補物件で良いのか検討いただきたい。

[委員]

播州における屋台文化の変遷を理解する上で重要な資料と考えており、短期

の候補物件として留保いただきたい。

(3) 市指定文化財の指定について（資料4）

（諮問第1号）「与呂木古墳出土石枕」

（事務局から説明）

[委員]

文化財指定に向けて進めていただきたいと思う。

[事務局]

4月16日の定例教育委員会での報告をもって指定となるよう進めていきたい。

4 その他

[課長]

令和3年度より会計年度任用職員（学芸員）が2名着任する予定である。

5 閉 会

宮田副会長あいさつ